

個人情報の本人外収集並びに保有個人情報の目的外利用・提供及び電子計算機処理等に係る諮問案件等の処理状況について

答申	諮問案件	所属	第 6 条	第 9 条	第10条	第10条	第12条	部会
			収集	電算	利用	提供	結合	
第298号	農地情報公開システム	経済戦略局		○			○	1
第299号	こども医療費助成制度改正に係る保有個人情報の事務の目的の範囲を超えた利用について	こども青少年局			○			2
第300号	がん登録オンラインシステム	(独行) 大阪市民病院機構					○	2
第301号	がん登録オンラインシステム	(公法) 大阪市立大学					○	2
第302号	大阪市子どもの生活に関する実態調査結果を活用した児童・生徒や保護者への指導・助言等を行うための本人以外からの個人情報の収集について	教育委員会	○					2
第303号	大阪市子どもの生活に関する実態調査に係る保有個人情報の事務の目的範囲を超えた提供について	こども青少年局				○		2
第304号	法定調書（報酬等支払）作成システム	人事室		○				2
第305号	重度障がい者医療費助成制度改正に係る個人情報の事務の目的の範囲を超えた利用について	福祉局			○			2
第306号	保健衛生システム再構築	健康局		○				2
第307号	幼稚園就園助成システム	こども青少年局		○				2
第308号	介護保険システム	福祉局		○				2
第309号	住民基本台帳事務におけるDV等被害者の保護のための支援措置情報の事務の目的の範囲を超えた利用について	財政局			○			1
第310号	大阪市立弘済院附属病院医療情報システム	福祉局		○			○	2
第311号	市立小学校、市立中学校、市立幼稚園（以下「学校園」という。）において、学校生活や家庭生活・家庭環境、経済的困窮等の課題を抱えたこども及び子育て世帯（以下「要支援者等」という。）を抽出したのちに、要支援者等に対して学校園の現場と区役所が連携して適切な支援を行うために、個人情報を本人以外の者から収集すること及び保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに提供することについて	教育委員会	○			○		2
第312号	市立小学校、市立中学校、市立幼稚園（以下「学校園」という。）において、学校生活や家庭生活・家庭環境、経済的困窮等の課題を抱えたこども及び子育て世帯（以下「要支援者等」という。）を抽出したのちに、要支援者等に対して学校園の現場と区役所が連携して適切な支援を行うために、区役所が個人情報を本人以外の者から収集することについて	こども青少年局	○					2
合計	答申15件		3	6	3	2	4	